

復興特別所得税に関するお知らせ

預金の利子および信用金庫の普通出資配当金等に課税される所得税に対し、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税として、所得税額×2.1%が追加課税されます。

具体的な税率は以下のとおりとなります。

	平成24年12月31日まで	平成25年1月1日 から 平成49年12月31日
預金の利子	20% 〔所得税 15% 住民税 5%〕	20.315% 〔所得税 15.315% 住民税 5%〕
信用金庫の 普通出資配当金	20% 〔所得税 20%〕	20.420% 〔所得税 20.420%〕

○利子の計算期間等にかかわらず、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利子等に対し、上記税率で源泉徴収されます。

また、各種資料等で所得税が従来の税率により表示されている場合も、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は上記税率となります。

○少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用している場合や、租税条約により所得税の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課税されません。

詳しくは窓口にてお問い合わせください。

津信用金庫